様式第八（第六条関係）

（表）

第　　号
官職
氏名

道路法
第72条の2第3項の立入検査員証
（第72条の2第1項関係）

道路管理者　印

年　月　日発　行
年　月　日限り有効

六・五センチメートル

九センチメートル

（裏）

道路法（抜粋）

（報告及び立入検査）
第七十二条の二　道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2　（略）
3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　（略）
二　第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

様式第八（第六条関係）

裁　決　申　請　書

裁決申請書　住所
　　　　　　氏名
相　手　方　住所
　　　　　　氏名

道路法第六十九条第一項（第七十条第一項前段）の規定による損失の補償について、同条第二項（同条第三項）の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

一、損失の事実
二、損失の補償の見積り及びその内訳
三、協議の経過

年　月　日

裁決申請者　住所
　　　　　　氏名　　　印

収用委員会御中

備考
一、裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができること。
二、「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
三、「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第七十条第一項後段の規定によつて工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積りをあわせて記載すること。
四、「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。